

**令和 6 年度岐阜県文化財保護センター機械警備業務委託
に関する一般競争入札公告**

令和 6 年度岐阜県文化財保護センター機械警備業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 1 27 条第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 3 月 1 日

岐阜県文化財保護センター所長 岡田 知也

1 一般競争入札に付する事項

(1) 名称

令和 6 年度岐阜県文化財保護センター機械警備業務委託

(2) 委託の仕様

入札説明書及び仕様書による

(3) 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に抵触しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 岐阜県内に本社、本店、支店又は営業所を有する者であること。

(6) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定による都道府県公安委員会の認定を受け、同法第 40 条の規定による届出を行っている者であること。

また、これらに加え、主たる営業所が岐阜県以外に所在する場合については、同法第 9 条の規定による届出を岐阜県公安委員会に行っている者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒502-0003 岐阜市三田洞東 1 - 2 6 - 1

岐阜県文化財保護センター 総務課

電話 058-237-8550

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）から令和 6 年 3 月 1 1 日（月）までの毎日
（県の機関の休日を除く。）午前 9 時から午後 4 時まで

イ 交付場所

3の(1)と同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記3の(1)まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書に必要な書類を添付して3の(1)まで提出し(郵送可)、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 **令和6年3月11日(月) 午後4時**

郵送の場合にあっては、期限までに3の(1)へ到達したものを有効とする。

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和6年3月15日(金)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 **令和6年3月25日(月) 午前10時**

なお、入札を郵便で行う場合は令和6年3月22日(金)午後4時までに3の(1)に必着のこと

イ 場所 **岐阜県岐阜市三田洞東1-26-1**

岐阜県文化財保護センター 本館2階 研修室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)と同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。ただし、入札書記載金額が最低価格である者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札及び規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。また、岐阜県3月議会において、当該契約に係る予算案が可決されなかった場合は、本入札の執行を中止することがある。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(5) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(6) 詳細は、入札説明書による。